これに決めた！
チョコ・プラス　漁家の　ねんきん

拓水

4月号　No.307
一部　10円
（会員の購読料は指導事業経費より支払されています）

発行所　兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県水産業改良普及協会
神戸市兵庫区中之島2の2の1
TEL　681－6954～7
発行人　兵庫県漁業協同組合連合会

生産の向上と操業の安全を求めて

神戸漁業無線局4月1日より運用開始!!

広域沿岸漁業構造改善特認事業
兵庫県漁業協同組合連合会

沿岸漁業の近代化に伴い、小型漁船にも無線機が普及し、兵庫県内海地区においても十の海岸局と約一、四〇〇隻の船舶局がこれに所属し現在も増加の傾向にあり、これらの船舶局に対処する海岸局の運用はその経営基盤、無線に対する認識度合等により昼間のみに限られ夜間の聴守は皆無に近い現状である。内海地区の漁業は沿岸部においてはのり養殖、沖合部では小型底曳網、船曳網、釣、延縄等多種多様の漁業が営まれ、その漁場は大小の船舶が頻繁に航行する友ケ島水道、鳴門海峡、明石海峡、鹿の瀬等の輻輳海域であり、その間隙をぬって操業する約八、〇〇〇隻に及ぶ漁船、特に夜間操業に従事する約九〇〇隻の安全操業の確保を図るための漁業通信を既設の海岸局に期待することは困難であると判断して、県下内海全域より通信可能な施設を開設し特に夜間を主体に聴守を行い人命財産の保護と操業安全を図り生産向上に寄与することを目的として昭和五十六年度広域沿岸漁業構造改善事業特認事業の指定を受け漁業無線施設を開設運用計画を樹て昨年八月知事より補助金交付の決定を受け、関係先に対する諸手続を経て九月十日着工、木年二月二十八日竣工、近畿電波監理局長の無線局免許を受けここに神戸漁業無線局が名実共に誕生し四月一日より開局運用の運びに至りました。これが開局により周年、周日重要通信（遭難緊急、安全）の聴守が可能となり、事故発生時には緊急波・当該陸船間波で直ちに対応ができ、毎日定時に漁業通信はもとより、気象通報、航行警報の送信を行い人命財産の安全確保、又行政通信指導通信により生産向上に寄与することができるものと期待されます。

新設無線局の概要は別項のとおり。

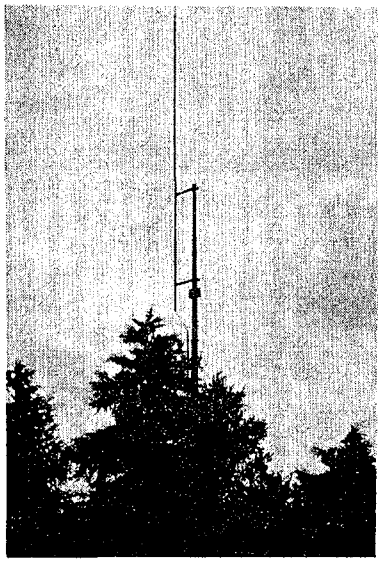

▲伊勢の森山頂の送受信施設▼

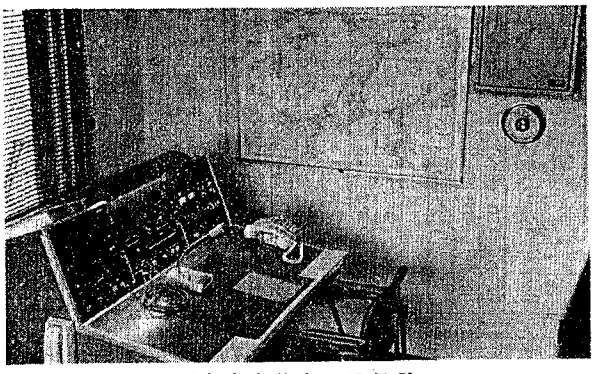

▲水産会館内の通信所

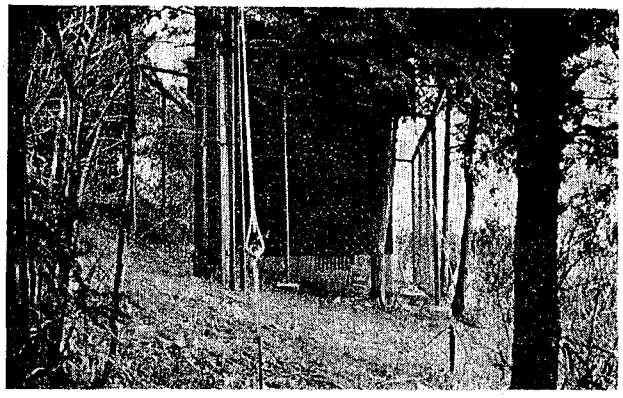

無線局の概要

免許人　兵庫県漁業協同組合連合会
無線局の種別　海岸局　免許番号　近第34528号
無線局の目的　漁業用及び指導用　免許年月日　昭和57年2月26日
運用許容時間　常時
通信の相手方　当会所属漁船の船舶局
通信事項　漁業通信及び指導に関する事項
無線設備の設置場所
送受信所　津名郡北淡町仁井字久野々（伊勢の森山頂）
空中線の位置　東経　134度55分31秒
北緯　34度30分16秒
通信所　神戸市兵庫区中之島2丁目2番1号（水産会館内）
呼出符号　こうべぎょぎょう
電波の型式及び周波数　空中線電力
A3　26840　26848　27524　27548　1W
27652　27660　27931　27987
26912　KHz
規模及び構造
(1) 27MHz　DSB　1W　送受信機　2台
(2) 27524KHz　注意信号自動受信機　1台
(3) 遠隔制御装置　一式
(4) 直流電源装置（直流電源整流器1台、アルカリ蓄電池一式）
(5) 送受信所局舎　1棟
(6) 空中線柱　2基（23m11m）
(7) 空中線　2本
兵庫県内海地区全域を通信圏とするため、北淡町仁井（伊勢の森山頂）に無人の送受信所を設置し、電電公社線を利用して水産会館内に設置する通信所においてリモートコントロールを行う。
総事業費　2,680万円
通信対象能力
(1) 対象範囲　紀伊水道、大阪湾及び播磨灘海域
(2) 対象漁協数　内海地区　61漁協
(3) 対象船舶数　約2,000隻
運用計画
(1) 運用時間
周年無休　平日　17時～翌日9時、休祝日は24時間ワッチ
但し緊急波及び県下（内海地区）共通陸船間波は終日聴守
(2) 聴守（待受）
① A3　27524KHz
（運用規則第73条の2に規定する遭難、緊急安全波）
② A3　26912KHz
（全県下共通陸船間波）
(3) 通信周波数
① 周知ならびに全船を対象とする場合
A3　26912KHz
② 各船別通信の場合
各海岸局別陸船波（左図参照）

通信士
当会職員が何日2名宛交代でワッチを行う

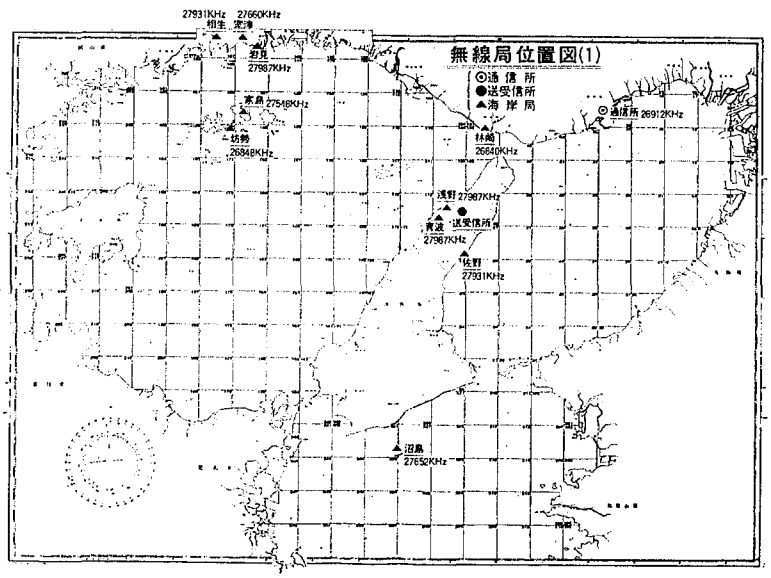

船員法・船舶職員法の改正に関する答申内容

船員法の改正に関する船員中央労働委員会の審議経過は、五十四年四月に船員法改正委員会の再開を決定、同年六月から五十七年二月まで二十回の委員会を開き審議を続け、二月十九日の総会で答申内容を決定、運輸大臣に答申した。一方、船舶職員法の改正に関する海上安全船員教育審議経過は、船舶職員部会・教育部会合同部会を五十四年四月から五十五年十一月まで七回、船舶職員部会を五十四年四月から五十七年二月まで十回、試験管理委員会及び分科会を五十六年四月から五十七年一月まで十一回それぞれ開催して各方面から検討、二月十八日の船舶職員部会で答申内容を決定、運輸大臣に答申した。船員法、船舶職員法の改正に関する答申内容はつぎのとおり。（この答申により船員法・船舶職員法一部改正案を今通常国会へ提出の運びである）

船員法

（STCW条約批准関係）

一、航海当直の維持に関し、次の改正を行うこととすること。

（一）航海当直の維持に関し船長の遵守すべき事項は、命令でこれを定めることとすること。

（二）告示で定めるばら積みの危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。三において同じ）を積載した船舶（命令の定めるものを除く）の船長は、当該船舶の停泊中、命令の定めるところにより航海当直を維持しなければならないこととするとともに、この場合には、停泊中の航海当直の禁止の規定は適用がないこととすること。

二、船舶所有者は、命令の定める船舶には、命令で定める航海当直に関連する業務の経験その他の要件を備えた者以外の者を甲板部又は機関部の部員で航海当直をすべき職務を有する者として乗り組ませてはならないこととすること。

三、船舶所有者は、命令の定めるタンカー（告示で定める危険物である液体貨物をタンクにばら積みして輸送するために建造され、かつ、使用される船舶をいう。以下同じ）には、タンカーに積載された危険物の取扱いに関する作業の経験その他の命令で定める要件を備えた者以外の者を船長その他命令の定める海員として乗り組ませてはならないこととすること。

四、船員労務官に関し、次の改正を行うこととすること。

（一）船員労務官は、船舶が次の各号の一に該当する場合であって、前記一の規定が遵守されていないと認めるときは、当該船舶の船長に対しその遵守に関し勧告をするものとすること。

①衝突、乗揚その他の海難が発生したとき。

②船舶交通の安全に関する法令の規定に違反する航行その他の船舶交通の安全を阻害する航行を行ったとき。

③海洋汚染の防止に関する法令の規定に違反して油その他の物を排出したとき。

（二）船員労務官は、（一）の規定に基づき勧告をしたにもかかわらず、なお、前記一の規定が遵守されないことにより、人の生命、身体若しくは財産に対する急迫した危険があり又は海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の航行を差し止めることができることとするとともに、当該危険又はおそれがなくなったと認めるときは直ちに、その措置を取り消さなければならないこととすること。

五、前記一の規定及び船員労務官に関する規定は、日本船舶以外の命令の定める船舶で我が国の領海内にあるものについて準用するものとする。

（船員制度近代化関係）

六、船員制度近代化に関連して次の改正を行うこととすること。

（一）高度の性能を有する設備を装備すること等により航海当直をすべき職務を有する者の構成が、第七十条の規定によらなくとも航海の安全を確保することができると認められる主務大臣の指定する船舶に関しては、航海当直をすべき職務を有する部員の定員及び要件について、命令で別段の定めをすることができることとすること。

（二）（一）の指定の基準は、命令でこれを定めることとすること。

（三）船舶所有者は、（一）の指定を受けた船舶を（二）の基準に適合するように運航させなければならないこととすること。

（四）（二）及び（三）に定めるもののほか、（一）の指定に関し必要な事項は命令でこれを定めることとすること。

船舶職員法

1、STCW条約関係

STCW条約批准に伴う船舶職員法の改正は、概要別紙1のとおりとすることが適当である。

この場合、海技資格及び配乗表について、条約の要件に対応したものとするとともに、あわせて現行の体系の簡素化を図るため、次のとおりとすることが適当である。

①海技資格＝海技資格は、別紙1別添1のとおりとすること。

②配乗表＝配乗表は、別紙1別添2のとおりとすること。その場合、漁船については、その操業実態を勘案して、現行の従業制限による配乗区分に代えて、一般船舶と同様、航行する水域によって配乗を異ならせること。

なお、船型に比し推進機関が高出力である等特殊な要因を有する一定の漁船、高速旅客船、ダグその他の制度改正にあたり特例的措置が必要であると思われる船舶については、十分な配慮を払うことが望ましい。（次頁へ）

〈別紙1別添2〉

船舶職員配乗表（航海）

条約水域	無限定水域																		沿岸航海(near-coastal voyage)の水域			条約非適用水域			
航行区域	遠洋区域を航行区域とする船舶及び甲区域内において従業する漁船								近海区域を航行区域とする船舶及び乙区域内において従業する漁船										沿岸区域を航行区域とする船舶及び内区域内において従業する漁船			平水区域を航行区域とする船舶			
	現行				改定				現行				改定				現行		改定	現行		改定			
トン数	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	一等航海士	船長	一等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	トン数
5,000	甲長	甲一	甲二	甲二	一級	*二級	三級	三級	甲長	乙一	乙二	乙二	一級	*三級	四級	五級	乙長	乙一	*三級	乙長	乙一	乙一	乙二	五級	5,000
3,000	甲長	甲一	甲二	乙一	*二級	*二級	三級	四級	乙長	乙一	乙二	乙二	*三級	*四級	五級	五級			*四級			乙二	乙二	五級	3,000
2,000	甲	甲一	甲二	乙一					乙長	乙二	乙二											乙二	乙二	五級	2,000
1,600																									1,600
1,000	甲	甲一	甲二又は乙長	乙一	*二級	三級	四級		乙長	乙一	乙二		*三級	四級	五級		乙一	乙二	*四級	乙一	乙二	乙二	乙二	五級	1,000
500			甲又は乙長	乙一					乙長	乙二			*四級	五級			乙二	丙士	*五級	乙二	丙士				500
300			乙一	乙二	*三級	四級	五級		乙一	乙二	丙長														300
200																		丙長							200
150		乙一	乙二		*四級	五級				乙二			五級						六級					六級	150
50									乙一	丙長								丙士							50
20																									20

（備考）1.丙区域……わが国の海岸から200海里以内の区域。
乙区域……東経180度、南緯13度、東経94度及び北緯63度の線により囲まれた区域。
甲区域……乙区域以外の区域。
2.トン数は国際トン数証書を保有する船舶については、当該証書に記載される トン数、それ以外の船舶については、トン数測度法による総トン数である。
3.＊印の職務を執るには、一定の乗船履歴が要求される。

＊近海第一区においては乙一

船舶職員配乗表（機関）

条約水域	無限定水域																沿岸航海(near-coastal voyage)の水域			条約非適用水域			
航行区域	遠洋区域を航行区域とする船舶及び甲区域内において従業する漁船								近海区域を航行区域とする船舶及び乙区域内において従業する漁船								沿岸区域を航行区域とする船舶及び内区域内において従業する漁船			平水区域を航行区域とする船舶			
	現行				改定				現行				改定				現行		改定	現行		改定	
トン数	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	キロワット	機関長	一等機関士	三等機関士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	キロワット	機関長	一等機関士	三等機関士	機関長	一等機関士	キロワット	機関長	一等機関士	キロワット	機関長	一等機関士
5,000	甲長	甲一	甲二	甲二	6,000	一級	二級	三級	甲長	乙一	乙二	乙二	6,000	一級	*三級	四級	乙長	乙一	6,000	乙長	乙一	6,000	乙長	乙一
3,000	甲長	甲一	甲二	乙一	*二級	*二級	三級	四級	乙長	乙一	乙二	乙二		*三級	*四級	五級								
2,000	甲	甲二	甲二	乙一					乙長	乙二	乙二		3,000						3,000			3,000		
1,000	甲	甲二	乙一		*二級	*三級	四級		乙長	乙一	乙二			*三級	*四級	五級	乙一	乙二		乙一	乙二		乙一	乙二
500			乙二						乙一	乙二			1,500						1,500			1,500		
300			乙二		*三級	*四級	五級		乙一	乙二	丙長			*四級	*五級		乙二	丙士		乙二	丙士		乙二	丙士
200																								
150		乙一	乙二		*四級	五級				乙二			750			五級	丙長		750	丙長		750	丙長	
50									乙一	丙長														
20																	丙士			丙士			丙士	

（備考）1.丙区域……わが国の海岸から200海里以内の区域。
乙区域……東経180度、南緯13度、東経94度及び北緯63度の線により囲まれた区域。
甲区域……乙区域以外の区域。
2.＊印の職務を執るには、一定の乗船履歴が要求される。

＊近海第一区においては乙一。＊＊近海第二区においては丙長

3　近海区域又は沿海区域を航行区域とする一般船舶のうち次表に掲げるものに係る機関部の配乗については、法施行後10年間程度は、船舶職員配乗表（機関）にかかわらず、次表のとおりとする。

近海区域を航行区域とする船舶	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士
1,500キロワット以上3,000キロワット未満のものであって、2,000トン以上のもの	＊三級	＊四級	五級	五級
750キロワット以上1,500キロワット未満のものであって、500トン以上のもの	＊四級	＊五級	五級	
750キロワット未満のものであって200トン以上のもの	五級	六級		

沿海区域を航行区域とする船舶	機関長	一等機関士
750キロワット以上1,500キロワット未満のものであって、200トン未満のもの	五級	
750キロワット未満のものであって、200トン以上のもの	六級	六級

〈別紙1別添1〉

一、新海技資格の種類及び名称

（航海）
（機関）
（通信）

二、現行資格から新資格への移行表

（航海）

〈現行資格〉　〈新資格〉
甲種船長→一級海技士（航海）
甲種一等航海士→二級海技士（航海）
甲種二等航海士→三級海技士（航海）
乙種船長→三級海技士（航海）※
乙種一等航海士→四級海技士（航海）※
乙種二等航海士→五級海技士（航海）※
丙種船長→五級海技士（航海）※
丙種航海士→六級海技士（航海）

（機関）

〈現行資格〉　〈新資格〉
甲種機関長→一級海技士（機関）
甲種一等機関士→二級海技士（機関）
甲種二等機関士→三級海技士（機関）
乙種機関長→三級海技士（機関）※
乙種一等機関士→四級海技士（機関）※
乙種二等機関士→五級海技士（機関）※
丙種機関長→五級海技士（機関）※
丙種機関士→六級海技士（機関）

（通信）

〈現行資格〉　〈新資格〉
甲種船舶通信士→一級海技士（通信）
乙種船舶通信士→二級海技士（通信）
丙種船舶通信士→三級海技士（通信）

（注）※印の移行については、講習の修了が必要である。

船員二法いよいよ改正

STCW批准と近代化に対応

2、船員制度近代化関係

船員制度近代化に関する船舶職員法の改正は、概要別紙2のとおりとすることが適当である。

なお、船員制度近代化は、無線部職員も含めて措置されるべきものであるので、今後、関係省庁も含めて近代化に携わる関係者の間で検討し、所要の対策を講ずることが必要である。

また、船員制度の近代化が円滑に行われてきたのは、従来から官公労使の参加する体制の中で関係者の合意に基づいた進め方を行ってきたことが大きな原因であることに鑑み、別紙2の対象船舶の指定に当たっては、関係公労使の意見を尊重してこれを行うことを要望する。

〈別紙1〉

STCW条約批准に伴う船舶職員法の改正概要

一、現在法の適用対象となっている船舶に加えて、条約の定める「旗国主義」に従い、日本船舶にも本法を適用することとするものとする。（第二関係）

二、海技従事者の免許は、運輸大臣が行う海技従事者国家試験に合格し、かつ、運輸大臣が指定する講習を有効に修了した者について行うこととするものとする。（第四条関係）

三、条約の諸要件を充たした新たな海技資格を定めるものとし、これらの資格別に行う免許について、トン数、機関出力又は職務による限定を付することができるものとする。（第五条関係）

四、海技免状の有効期間を五年間とするものとし、有効期間の満了前に海技免状の更新を行うことができるものとする。（新条文）

五、船舶所有者は、海技従事者がその免許について第三によるトン数、機関出力又は職務について限定された者である場合においては、当該限定をされた船舶以外の船舶に船舶職員として乗り組ませてはならず、また、当該限定をされた職務以外の職務を行うべき船舶職員としても乗り組ませてはならないものとする。（第十八条関係）

六、海技従事者は、その免許について第三によるトン数、機関出力又は職務について限定をされている場合においては、当該限定をされた船舶以外の船舶に船舶職員として乗り組んではならず、また、当該限定をされた職務以外の職務を行うべき船舶職員としても乗り組んではならないものとする。（第二十一条関係）

七、本法の適用されない外国船舶であって本邦各港にあるものに対し、その船舶職員の資格について監督を行うものとする。（新条文）

八、改正法施行時の経過措置として

①改正法施行時に、現行法に基づいて現に有効な免許を受けている者については、改正法に基づく所定の免許を受けたものとみなし、施行後一定期日までに従来の免状と同一の効力を有する新たな海技免状と引き換えることができるものとする。

この場合において、運輸大臣が指定する講習を有効に修了した者については、何らの限定のない新たな海技免状と引き換えることができるものとする。

②改正法施行前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正法施行後一定期間（十年間程度）は、一定の基準以上の大改造が行われないり限り改正後の配乗別表の適用を猶予することとし、従前の配乗別表に定めるものと同様の配乗によることができるものとする。

③改正法施行後も一定期間従前の例により試験を実施することについて必要な経過措置を設ける。

④その他所要の経過措置を設けるものとする。

〈別紙2〉

船員制度近代化に関する船舶職員法の改正概要

一、船舶の設備等について一定の要件を満たす船舶であって運輸大臣の指定するものにおいて次に掲げる職務を行う者は、いずれも船舶職員とし、運航士と称するものとすること。

（一）二等航海士又は三等航海士の職務及び（五）の職務

（二）二等機関士又は三等機関士の職務及び（四）の職務

（三）（四）の職務及び（五）の職務

（四）二等航海士又は三等航海士の職務のうち甲板部の航海当直その他一定の職務

（五）二等機関士又は三等機関士の職務のうち機関部の航海当直その他一定の職務

二、一（四）及び（五）に掲げる職務を行う者に係る海技従事者の免許は、当該一（四）又は（五）の職務に限定した資格について行うものとすること。

三、船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格及び海技従事者がなることができる船舶職員に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。

四、運輸大臣は、船舶職員法の施行に関する重要事項については、海上安全船員教育審議会の意見を聞き、その意見を尊重しなければならないものとすること。

五、その他所要の改正を行うものとすること。

STCW批准関係

船員制度近代化関係

当直部員の要件を定め（船員法）、海技資格を簡素化、海技免状を更新制に（船舶職員法）

運航員（DPO）の制度（船員法）、運航士（W/O）の制度（船舶職員法）を新設

船員法及び船舶職員法の改正の背景及び概要

発展途上国が国際海運に進出（低賃金・低資格）

→ 日本海運の国際競争力の低下（外国用船の増加）

→ 国際競争力回復の必要性

→ 優秀な日本人船員の能力を生かし、日本人船員の運航する日本海運を維持 → 経済的安全保障

→ 固定化された船員制度の見直し ← （甲板部、機関部、無線部の壁 職員、部員間の壁）

→ 船員制度近代化

船舶における技術革新の進展（Mゼロ等）

→ 固定化された船員制度の見直し

→ 海難事故の続発（1967年トリー・キャニオン号事件 1976年アーゴ・マーチャント号事件）

→ （IMCO（政府間海事協議機関）船員の資格等の国際基準作り）

→ 1978年　STCW条約の成立　発効要件 25ヵ国・50%

（正式名「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約」）

TCWS

57年1月現在　既批准国　14ヵ国、45.9%

→ STCW条約批准

官・公・労・使による「船員制度近代化委員会」（実船実験の実施）

→ （船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律の概要）

近代化関係		STCW条約批准関係	
○船員法	●近代化船の部員の定員及び要件は別に定める。（運航員の制度）	○船員法	●当直基準・当直部員の要件を定める。 ●タンカーに乗り組む船員の要件を定める等。
○船舶職員法	●近代化船の船舶職員として、甲板部及び機関部の両方の仕事をする運航士（W／O）の制度	○船舶職員法	●海技資格を簡素化し、条約の要件に合わせる。 ●全ての日本船舶に適用する。（「旗国主義」の採用） ●海技免状の更新制（五年ごと）
		○共通事項	●外国船舶に対する監督について定める。

系統団体の動き　2月

5日、6日　但馬地区漁青連研修会
7日　北方領土返還推進会議
8日　第7回のり入札会
全漁連信用部会
16日　理事会
17日　第8回のり入札日
18日　但馬海区漁調委
20日　貯蓄推進会議
23日、24日　全国婦人グループ実績発表大会
24日　瀬戸内海区漁調委
瀬戸内海連合海区漁調委
25日　漁船保険中央会理事会
28日　第9回のり入札日

いすゞ
マリンエンジン
UM06BBIB
高速への挑戦！
特長
1.小型、軽量、高出力
2.卓越した耐久性、信頼性
神戸いすゞ自動車株式会社
〒658 神戸市東灘区住吉浜町17
TEL(078)811－1171㈹

水試ノート ⑪

マコガレイの種苗生産試験

水試では、放流用種苗の量産技術開発を目的に、近年、マダイ、ヒラメ、マコガレイ、アイナメ、アワビ類、アカウニ、ヨシエビの種苗生産試験を行ってきた。今回はこのうち、本年四月から開設された栽培漁業センターで、生産の対象になっているマコガレイにつき、その一端を紹介することとした。

試験の概要

通称「あながれい」と呼ばれているのが、このカレイのことである。

本県瀬戸内海では、底びき網などで周年漁獲され、カレイ類の大半を占める重要魚種である。産卵期は一二月から二月、卵は沈性粘着卵で球形。満二年魚で成熟し、雌は寿命も長く全長四〇㎝位まで成長する。

本種の種苗生産試験は、昭和五四年と五五年度の二回に行った。

一年目は親魚の確保方法と採卵ふ化方法を中心に試験し、その結果、親魚は産卵前に入手し短期飼育で、量産に必要な採卵が可能なこと。また、採卵ふ化方法では、自然産卵を待つよりも乾導法による人工受精の方が良策とわかった。

二年目の昭和五五年度は、量産に即した採卵ふ化法と高密度飼育を重点にこの試験を実施した。

採卵とふ化

試験に使った親魚は、一二月に淡路西浦と東浦の底びき網から入手し、フラネース薬浴後、水槽でアサリ肉を与えて飼育した結果、一月上旬から採卵できるようになり、二月上旬までに採卵が終った。成熟の遅れた雌にはホルモン剤注射によって催熟処理ができた。

雌一尾の産卵数は、大きさによって差があり、全長二〇㎝で二〇～五〇万粒、全長三五㎝で一五〇～一六〇万粒。

卵径は〇・七～〇・八㎜。採卵の方法は、腹部を押して搾出させ乾導法で受精卵を得たが、卵の種類が沈性粘着卵であるため、しゅろ皮や化繊ネットで作った採卵枠に付着させて、ふ化するまでの卵管理が課題でもある。

このため付着材や管理方法について種々試験を行ったが、ふ化までの日数は水温が関係し五日から一六日を要した。ふ化率は平均七〇％であった。

採卵枠への受精卵養生作業

飼育と結果

ふ化直後の仔魚は全長三・四㎜。これが約四〇日で全長一一㎜前後となって着底し変態を完了する。この間の成長過程は図1に示した。

仔魚の餌には、別に培養したシオミズツボワムシを主体にし、二〇日目位からアルテミヤ幼生を与え、着底後にはチグリオパスを併用し、五〇日目から配合飼料やミンチ餌によって餌付を行った。

ふ化後、約八〇日で全長一五～二六㎜となって、取上げや輸送に耐え潜砂能力も備わるので、種苗生産の段階は一応終了する。

今回の試験では水槽ごとに収容密度を変えて飼育したが、結果的にみて、このサイズになるまでの歩留りはふ化仔魚の約三〇％、水量一㎥当り二千～三千尾の生産が可能であることがわかった。しかし、着底後の底掃除に難点があり、これ以上の高密度飼育には未だ問題が残されている。

（栽培漁業センター・丹下）

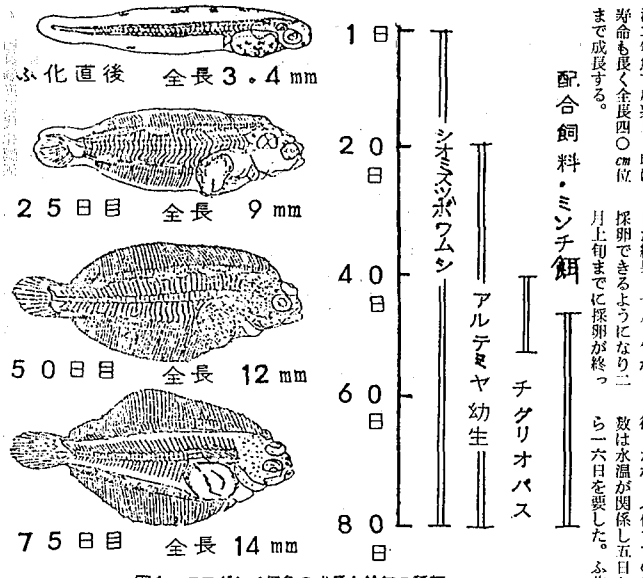

図1　マコガレイ仔魚の成長と給餌の種類

第9回 婦人部活動実績発表大会（2月23・24日）東京平河町 日本都市センターで

第28回 青壮年部活動実績発表大会（3月2・3日）東京代々木国立オリンピック記念青少年総合センターで

◎第九回全国婦人水産業従事者グループ活動実績発表大会で、水産庁長官賞、農林中央金庫理事長賞を受賞した漁協婦人部と発表者は次のとおり。なお、発表した三十グループすべてに全漁連会長賞がおくられた

＜水産庁長官賞＞

▽第一分科会

富山県吉原漁協婦人部・上原照子（食生活の改善を進めて）

▽第二分科会

福井県西津漁協婦人部・伊勢常子（海の幸と畑の幸との物々交換）

▽第三分科会

愛媛県内海漁協婦人部・増元八重子（健康と若い海づくりは私たちの手で）

＜農林中央金庫理事長賞＞

▽第一分科会

愛知県大井漁協婦人部・山本幸子（健康で明るい漁村づくりをめざして）

▽第二分科会

佐賀県南有明漁協婦人部・岩永セツ子（婦人部活動と海背製品向上に取り組んで）

▽第三分科会

青森県下前漁協婦人部・柏崎フサ（地域のくらしを守る私たちの活動）

◎第二十八回全国漁村青壮年婦人活動実績発表大会で、農林水産大臣賞に輝いたのは、各分科会ごとに一グループの次の三グループであった。発表した三十八グループのすべてに水産庁長官賞、全漁連会長賞が贈られた。

▽第一分科会（漁業部門）長崎県平戸漁協青年部・伊崎強＝あご二そう曳網の改良について

▽第二分科会（増養殖部門）京都府小田宿野刺網研究会・飯尾義春＝クルマエビ栽培漁業の成果

▽第三分科会（経営部門）福島県新地漁協青壮年部・鈴木秀吉＝操業日誌、家計簿の記帳から見た沿岸漁業経営調査について

消費者問題県民会議からの提言

私たちは、「豊かなくらしへの省資源を考える」というテーマで話し合いました。

省資源・省エネルギーへの取り組みは、県民一人ひとりが生活の中から出発し、その生活実践の中から具体策を見つけ出してシステム化し、社会的に解決していくことが、今日与えられた大きな課題です。

近年、省資源・省エネルギー意識は全体に高まってきていますが、実現するためのシステムが形成されていないこともあり、この意識が具体的な行動に結びつきにくいという面がたくさんあります。

そこで、今回は、ガラス類、空缶、家庭用品のリサイクルについて分科会を設け、討議するとともに、今までの生活のあり方や、豊かさの「中味」を問い直し、生活文化向上のためにめざすべき方向についても協議します。

1. ガラス類のリサイクルを図るために

(1) 事業者は、ワンウェイ容器をやめ、リサイクルの可能なびんに改めていく。

(2) 消費者は、使い捨てをしないといった意識の向上に努め、空きびんの販売店等を通じた回収に協力する。

(3) 行政は、基本的なモラルを中心とした住民啓発に努めるとともに、分別収集の徹底を図る。

2. 空き缶のリサイクルを図るために

(1) 事業者は、空き缶が有効に回収されるよう現行の販売方式等を再検討するとともに、学校をはじめとした組織的に集めやすい公共の場所に回収する容器を置く。

(2) 消費者は、行楽地でのポイ捨てをやめ、空き缶を持ち帰るなど、親から子供へマナーを示していく。

(3) 行政は、環境美化条例を知らせるとともに、デポジット制を含めた有効制度を検討する。

3. 家庭用品のリサイクルを図るために

(1) 事業者は、過剰な機能の商品や使い捨て商品の販売を自粛するとともに、修理制度の充実や省エネ商品の技術開発を促進する。

(2) 消費者は、毎月1回くらしの中で、物を見直す日をつくるほか、フリーマーケットなど家庭用品交換の輪を広げる。

(3) 行政は、家庭用品交換会等の助成を促進する。

4. これまでのくらしを反省して

(1) 商品の計画的な購入を行い、過剰な機能の商品や使い捨て商品の利用をやめましょう。

(2) 家庭におけるエネルギーの消費過程での無駄を省きましょう。

(3) 廃棄物の分別ルールをみんなで育てましょう。

船員災害防止活動の促進に関する法律案（概要）

STCW条約関係法案と同時に国会上程

▽目的

この法律は船員災害防止計画の策定、安全衛生管理体制の確立等船員災害の防止を目的とする活動の促進を図るための措置を講ずることにより、船員法その他の船員の安全及び衛生に関する法令と相まって、船員の安全かつ快適な就業を確保し、もって船員の福祉の増進と海上運業の健全な発展に資することを目的とする。

▽船舶所有者、国及び船員の責務

船員災害防止に関する船舶所有者、国及び船員の責務を明確にすること。

▽安全衛生管理体制

一、一定の船舶所有者は、企業内に総括安全衛生担当者を選任し船員災害を総括管理させなければならないこととすること。

二、安全衛生委員会に関し、次の規定を設けること。

㈠一定の船舶所有者は、船員災害の防止に関する重要事項を調査、審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、企業内に安全衛生委員会を設けなければならないこととすること。

㈡その他安全衛生委員会に関し必要な規定を置くこと。

三、企業内に安全衛生委員会を設けることを要しない船舶所有者は、船員災害の防止に関しその使用する船員の意見をきくために必要な措置を講じなければならないこととすること。

四、海運局長は、船員災害の防止を図るため、必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、総括安全衛生担当者の解任、安全衛生委員会の委員の増員その他の適切な安全衛生管理体制を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができることとすること。

▽船員災害の防止に関する知識及び技能の習得のための措置

船舶所有者は、運輸省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全及び衛生のための教育その他の船員災害の防止に関する知識及び技能を船員に習得させるための措置を講じなければならないこととすること。

▽安全衛生改善計画

一、海運局長は、船員災害の防止を図るための総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは船舶所有者に対し、安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができることとすること。

二、その他安全衛生改善計画に関し、必要な規定を置くこと。

シリーズ・途上国の水産

サバンナの漁村 ②

川越敬一

熱帯では、サバンナがいちばん生活しやすい。温帯人の考えでは、河川の沿岸や湖沼に近いところが暮しやすそうだが、それが案外である。こういう水が手に入りやすいところでは、問題が三つある。

一、蚊の問題と蚊が媒介するもろもろの伝染病、とくにマラリアの病害

二、いつも水があるところに発生する淡水巻貝(カワニナの類)を中間宿主とする人類と家畜の住血吸虫の害

三、耕地に水分が過剰なための野生植物の強勢、そのために栽培植物が負けてしまうこと

サバンナは年間雨量五〇〇ミリ前後だから、降水量より蒸発量が多いので土地が乾燥しているから蚊の発生が少ない。ことわっておくが蚊がいないのではない。サバンナにはサバンナ型の蚊がいて、一雨ふると数時間のうちに蚊がわきだす。それでもジャングルの目も鼻もあけられない蚊の密集群とは段ちがいである

わが国では日本住血吸虫症が全くなくなったので、その恐ろしさは忘れられているが、熱帯の住血吸虫には人間につく種と家畜とくに牛につく種がある。人間につく種は幼児の死亡率をたかめ、成人の場合は慢性疾患となり、いわゆる「熱帯の怠惰」の主因となる。牛につくと、牛の繁殖と肥育を妨げ、はげしければ死に至らしめる。淡水巻貝を宿主として爆発的に増殖した寄生虫幼生が水中におよぎだして、経口だけでなく皮膚からも人体・牛体に侵入するからたまらない。その予防法は、水路その他の水面を定期的に乾しあげて、巻貝の繁殖を許さない以外に方法がない。

だからアフリカでは淡水魚の養殖業が適しないのである。魚が増産されても、人と牛が死んでは社会としてはマイナスである。

サバンナの地下深くには水脈がある。遊牧民は、その遊牧地帯の要所に深井戸を掘って家畜に水を飼い、人間の用に供する。井戸は遊牧民にとって生命の綱である。遊牧のことを「水と草を追う」というが、アフリカに関しては、井戸と灌木を追っているのが実相である。

近代工業が興る前の日本の産業は、農業を基盤としていた。農業は、水稲耕作が主であったから、近世日本の経済は、水田を基盤としていたといっても過言でない。水産業でも、北海道のニシン漁、関東のイワシ漁は農業に肥料(魚粕)を供給するという重要な役割をはたしていた。

同じ見方でソマリアの経済社会をみると、経済基盤を形づくるものは、牛、ラクダ、羊、ヤギなどの遊牧である。ソマリアの最大の外貨獲得手段は、生きたラクダをアラブ諸国へ輸出することだ

日本の漁村の多くがかつては半農半漁であり、水田耕作とわかちがたく結びついていたように、ソマリアの沿岸漁村は、遊牧と結びついている。

ソマリアの伝統的な婦人の衣裳長さ六メートルのヤール幅の布を体にまきつけて着る

乾期には漁村の人口が増える。遊牧民は、乾期がはじまりサバンナの緑があせはじめると沿岸へ集ってくる。理由はよくわからないが、海岸の井戸は最後まで水を汲むことができるのだそうだ。大陸の地下を流下してきた地下水が海水にさえぎられてたまっているのだろうか。漁村の井戸には二種類あり、上級井戸は飲用だけに用いられ、神聖で、けがすことは公共の犯罪となる。大ていモスク(回教寺)が管理している。下級井戸は、洗濯、浴用、家畜用に用いられる。下級井戸といえども塩分は〇・二乃至〇・三劣、海水の十分の一以下の塩分であり、彼らの水脈探知能力のすばらしさは驚嘆に値する。

塩乾魚加工場の近くにある井戸は、ラクダの飲用にあてられていた。毎日、ひるすぎになると女たちが集って、井戸水を汲みあげ、井戸のわきで頭からあびる。着衣のままだけれど、インドのサリーのような長布一枚を体にまきつけるだけなので、豊満な胸も尻も正直にその形をあらわしてなかなかの眺めであった。

ラクダの水の飲み方もまたすさまじい。牛飲馬食というけれども、とても牛馬は比較にならない。渇いたラクダは、枯木のようにほっそりしているが、井戸ばたで三十分ほど水を飲んだあとは、水分が体中にゆきわたったという感じになる。さすがに「砂漠の舟」の異名にはじない。

だが、家畜としてみるとき、ラクダはたいそう扱いにくそうである。牛は、牛追いの少年の棒による命令によく従って行動するが、ラクダは我が強いのか、バカなのか、なかなかいうことをきかない。街道で遊牧群に出会ったとき、牛は道の左右に別れてジープを通すが、ラクダはなかにきっと一、二頭、ジープの鼻先をジープの進行方向にトットコ、トットコ逃げだす奴がいて、ラクダ飼いをあわてさせるのだ。しかし一番頭がいいのは、西洋人がバカ扱いするロバであって、ジープの車幅だけ道をゆずるのである。あるとき、私はロバが一頭、荷車を引いて歩いているのを見たことがある。馭者、というより飼主は荷車の上でひるねをしていた。

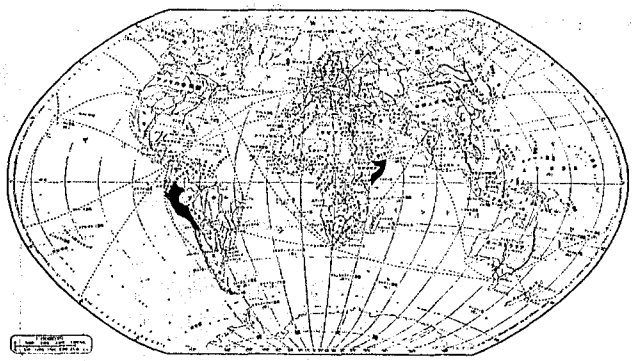

兵庫県農林水産部異動

(　)内 旧職

〔水産課〕

▽課参事(漁場開発担当)(副課長)吉中行男▽副課長(課長補佐兼漁場開発係長)満尾伸洋▽漁場開発係長(水産業専門技術員)高橋伊勢雄▽組合指導係長(企業庁用地漁業補償係長)岡本伊三雄▽水産業専門技術員(但馬水産事務所水産業専門技術員)森茂▽主査(主任)広瀬敏秀▽主任(洲本農林事務所主任)上岐章夫

〔漁港課〕

漁港課長(稲原土木事務所長)石井敦▽副課長(道路補修副課長)杉岡照晴▽課長補佐兼建設係長(姫路港管理工務第一課長)今井邦雄▽企業庁開発部長(漁港課長)児島和美▽山納事務局工事検査副室長(副課長)吉安一之▽上郡土木事務所港湾課長(主査)戸口田克雄▽主査(港湾課主査)高橋伸彦

〔洲本農林水産事務所〕

▽参事(食品流通副課長)木村昭▽副所長(農産園芸課長補佐兼農産係長)玉田文男▽水産課長(水産課主査)塩田敏雄▽漁港課長(住宅都市整備公団関西支所工務課長代理)小池浩▽企業庁用地課漁業補償係長(水産課長)坂井登▽港湾課維持災害係長(漁港課長)大坪崇彦

〔但馬水産事務所〕

▽副所長(漁港課長補佐兼建設係長)川東千代治▽試験研究室次長(水産試験場主任研究員)堺告久▽水産業専門技術員(課長補佐)吉野武司▽主査(漁港課主査)谷脇徹夫▽主査(浜坂土木事務所主査)七里宏▽主任(技術吏員)鈴鹿忠夫

〔水産試験場〕

▽場長(増殖部長)伊丹宏三▽増殖部長(但馬水産事務所試験研究室次長)名角辰郎▽主任研究員(但馬水産事務所主任研究員)中井昌三▽同(研究員)柄多哲▽

〔水産業改良普及協会〕

▽常務理事(水産試験場長)田寺伸彦▽総務課長(県漁連指導課長‖県漁連出向)井上治雄▽業務課長、水試主任研究員(県水試主任研究員‖県出向)丹下勝義▽水試研究員(県水試研究員‖県出向)中本幸▽同(洲本農林水産事務所技術吏員‖県出向)中村一彦▽水試動物飼育員‖県出向(水試動物飼育員)杉野雅彦▽同小野山弘▽同渡辺万亀男▽技術員政木良隆▽研究員生田和明

〔退職者〕

▽山林輝之介(水産課参事)▽鈴木隆(但馬水産事務所副所長)

一つの勉学 (2)

関係条項	違反内容	罰則
三三条	上長に対して暴行又は脅迫をした海員	三年以下の懲役又は八千円以下の罰金
三六条	○船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当たり、上長の命令に服従しなかった海員	一年以下の懲役
	○外国において脱船した海員	
八条	船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する遵守事項を守らない船員	八千円以下の罰金
一〇一条	行政官庁又は船員労務官の行う労働関係の正当な要求又は処分に従わない船員	
一〇二条	○詐偽その他の不正行為を以て雇入契約の公認を受けた者 ○自己の船員手帳を棄損した者 ○詐偽その他の不正行為を以て船員手帳の交付、訂正又は書換を受けた者 ○他人の船員手帳を行使した者	
一三三条		
一五〇条	船員手帳の交付等に関する命令に違反した者	

全国海上交通安全運動

第1期　昭和57年4月16日～25日(指導、啓もう)
第2期　昭和57年4月26日～5月5日(公開一斉取締り)

海上保安庁

スローガン「身につけよう海のマナーと救命具」

世界で活躍する技術のヤンマー

驚異的低燃費!!

直噴式内海底曳用ディーゼルエンジン

新発売

水産庁基準適合
低燃費機関

内海底曳用15馬力
3L15
(15PS/1440rpm)

ヤンマーディーゼル

ヤンマーディーゼル株式会社

お断り

編集の都合により漁船員安全シリーズは休載します。(編集部)

天気予報の成績について

（京都府北部の例）

舞鶴海洋気象台予報課
小堀　竜一

天気予報の方法も最近は数値予報、気象衛星、レーダー等々の導入で大きく変り、予報成績も向上が見られるが、一方で予報の利用目的も益々多様化しており、それだけに一般の成績評価は厳しい。

ここでは一例として舞鶴海洋気象台が担当している京都府北部の陸上予報の昨年の採点結果について述べ参考に供したい。

予報成績となると採点基準が最も重要であり、利用者により意見の大きく分れるところであるが、ここでは便宜的に気象庁の採点基準表（昭和二十四年改定）に従って採点を行った。採点方法として当台の発表した午前予報（九時発表）と午後予報（十八時発表）のうち、明日の予報に対して舞鶴市の天気実況を対比させた。さらに季節の代表月として一月（冬）四月（春）、七月（夏）十月（秋）を選んで採点をして見た。

先ずこれ等の月の午前・午後予報の平均得点を第一表に挙げる。

各月とも大体七五―八〇点の間にある。得点の評価は読者にお任せしたいが、得点の季節差は認められないし、また僅かだが午前予報より午後予報の成績が良い事も示している。

次に各月の得点頻度を第一図に示した。五〇点以下の不合格点があるのはいただけないが、全体的にはまあまあの結果と見るのは部内者の評価として甘過ぎるだろうか。

利用者には降水現象のあった日に対する各月の平均得点を第二表に示す。

七月の得点が悪い。七月は気候的には梅雨から盛夏への天候ベースの転換期で、梅雨末期の変化の激しい降水予報の難しさが得点結果に出ているように思う。逆に一月の得点が良い。雪の予報精度を示すものであろう。

春・秋はいわゆる行楽シーズン、この時期の雨の有無予報に予報官はどこでも最も神経を使う。

第三表は京都府北部の各観測点における昨年一月および十月の「局地降水率」を示すものである。局地降水率とは京都府北部の何処かで降水があった割合を示す数値である。従って観測点の数値の大きさ、地域差は即ち、降水現象の地域を表わしており、降水現象は京都府北部で一様に起るものでない事がわかる。

この事は一般的に対象地域が広い程、また地形の変化が大きい程顕著に現われる。特に冬の雪の地域差が大きく出ているが、秋の雨にも地域差が見られる。

そこで予報文の表現に所によりとか、山沿い等を用いる事があるが、これが利用者の予報に対する不評の原因にもなっている。

現在、一部の気象台で発表している「降水確率予報」を各地方でも近く実施の予定だが、前記の地域性を確率予報の中にどの様に盛り込んで行くかが大切である。今当台でもこれ等の検討も含めて「降水確率予報」の部内実験を続けている。

おわりに、私達は予報採点の解明を急ぎながら、利用者のためのきめ細い予報発表を目ざしている。利用者皆さんの一層の御理解と御協力をお願いします。

第1図　四季の予報得点頻度（午後予報）

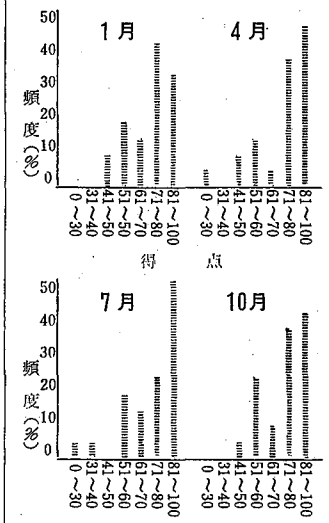

第1表　四季の予報得点（昭和56年）

	1月	4月	7月	10月
午前予報	73.0	77.7	77.0	76.2
午後予報	77.9	77.8	78.8	77.5

（註）採点例

予報	晴一時雨、曇時々雨、雨
実況	晴一時曇、曇時々晴、曇一時雨
得点	76点　58点　60点

第2表　降水現象があった日のみの得点

	1月	4月	7月	10月
得点	78.7	77.2	67.6	71.4

第3表　京都府北部の局地降水率（%）

	間人	峰山	宮津	舞鶴	故屋岡	福知山	和知	美山
1月	96	88	73	65	85	69	65	69
10月	82	85	73	76	79	76	82	73

漁協一代（その十四）

作花　英治

事務の改善四

昭和十二年七月に勃発した日支事変を機として世はインフレの傾向となり、衰父は世の中がこうなるのなら整理をもう半年延ばせば何も売らんでもよかったと愚痴をこぼしたが自分は「親仁さんものは考えよう。僕は切角漁業組合に勤めたからには微力を組合に注いで一生懸命組合の仕事に熱中したい。だから田舎の人にあり勝ちな勤め人のように（事実役場吏員銀行員、教員の中に多かった）出勤前後、休日を農事に励む気になれぬし、又する気もない。僅かな山田や畑や、雑木林を持っていては本業がおろそかになる。うまい話に乗る気のない者に残そうとしても無駄なこと。僕は月給分だけ働けば足れりとする性格ではないから、夜も昼も一身を組合に捧げるつもりだし現にそうしている。月給はきまっただけしか上がらないし、親仁さんには気に入るまいが、こんな人間を養子にもらったことが不運だと諦めて、自分の体調に適合するよう働いていて呉れ」となだめたものであった。

話が横道にそれたが念願の魚債整理の目鼻がついたので自分は後顧の憂いなく組合の仕事に専従できた。仕事は販売、購買、製氷の計算、仕入、工場庶務、仕訳帖、元帖と広汎にわたり、時に都築技術員担当のいわゆる指導事務の補佐をもやった。若いということ仕事に従った。各職員に命令指示する地位に在るわけでない。一番決算に必要な棚卸表作成のために実施せねばならぬ現物、補助簿の実地調査を同僚職員に辞を低うして依頼し、時にはみずから倉庫に飛び込んで検数したりした。二日目すなわち七月二日の夕方実地調査が終了して、棚卸表作成、それに基く修正記帖、合計残高試算表作成、その一切が終って、決算書の基礎になる貸借対照表、損益計算書の鉛筆書き草案ができ上がる頃は、七月三日の夜は明け放たれ、同僚職員がポツポツ出勤する頃であった。朝市が始まれば自分は矢立を腰にぶち込んで浜帖かかへて現場に飛び出す。市終了後の整理。終って又決算事務。これでは徹夜作業をやらねば到底消化できないことは自明の理である。七月十日過ぎには決算書草稿を組合長に提出、七月下旬には決算承認の総代会が開催された。昭和十二年の半ばにかくの如く新会計様式で決算を行ったのは県下で一番と、又々県の組合指導担当小田主事補（前掲）からお褒めをいただいた。毛沢東語録に「農業は大塞に学べ」というのがあったが小田主事補は「経理は口佐津に学べ」と大いに県下各漁協にハッパをかけたものであった。余話であるが、昭和十三年の三月に農林省水産局の漁政課から藤沢与三という属官が但馬各漁協を視察に来たことがあった。藤沢属は午前中我が組合を見て複式簿記制度による会計経理の処理がよくできていると講評したのはよいが、午後香住漁協でこのことを調べたところ、まだ会計組織の切換へが行われてなく、仮記帖の状態であったので「口佐津に較べて何事か」と当時の西上技術員に苦言を呈した。西上氏は早速自分に帖簿組織の切替へを指導してもらいたい と要請があり、二、三日香住に通ったことがあるが、西上氏が後日上県の際、時の水産課長杉本五六氏に藤沢氏から叱られたことを洩らした処「一属官の分際で県の指導にケチをつけるか。県は目下指導の最中ではないか」と大いに立腹し其後水産局に出向いた際藤沢属に逆に苦言を呈したということを後で西上氏より聞かされたことがある。藤沢属といい杉本課長といい当時の官吏というものは今では考へられない程の官僚臭を持っていた。と共に今では会社、組合の帳簿組織が複式簿記を基礎とすることは役職員の常識となっているが当時はそれ程複式簿記が難解視されていたことを正に往時を顧み今昔の感に堪えない次第である。

▽　△

漁業関係の事業主のみなさまへ

――お知らせ――

漁業に係る事業の種類の分類及び労災保険率が改定されました

従来、漁業については船舶を使用するか否かにより11漁業」、「94その他の各種事業」に分類し、労災保険率は、それぞれ1000分の50、1000分の5が適用されていましたが、昭和57年4月1日より次のように改定されました。

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	労災保険率
漁業	11	海面漁業(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の50
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の42
その他の事業	94	その他の各種事業	1000分の5

1．（11）海面漁業（12）定置網漁業又は海面魚類（養殖業を除く。）に分類される事業

（事業の種類の細目）
1101　海面において行う水産動物（貝類を除く。）の採捕の事業
（解説）海面において行う貝類以外の水産動物（魚類、かに類、たこ類等）の採捕の事業であって定置網漁業以外のものはすべて含まれます。
具体的には、①曳網、まき網、刺網にて魚類等の採捕を行う事業、②はえなわ、一本釣等の各種の釣方法にて魚類等の採捕を行う事業等が該当します。

2．（12）定置網漁業又は海面魚類養殖業に分類される事業

（事業の種類の細目）
1201　海面において定置網を用いて行う漁業
1202　海面において行う魚類の養殖の事業
（解説）海面において行う定置網漁業及びはまち、たい等の魚類の養殖の事業が含まれます。具体的には、「1201」には、いわゆる大型定置網漁業及び小型定置網漁業が含まれます。「1201」には、はまち、たい、あじ、ぶり等の魚類の養殖を海面にて行う事業も含まれます。ただし、内水面等で魚類の養殖を行う事業は、「9403水産動植物の採捕又は養殖の事業」に該当します。

3．（94）その他の各種事業に分類される事業

（事業の種類の細目）
9403　水産動植物の採捕又は養殖の事業（（11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）
（解説）「11海面漁業」「12定置網漁業又は海面魚類養殖業」以外の水産動植物の採捕又は養殖の事業がすべて含まれます。
具体的には、①天然のコンブ、ワカメ等の海藻類の採取の事業、②アサリ、ハマグリ等の貝類の採捕の事業、③内水面にて行う水産動植物の採捕の事業、④のり、コンブ、ワカメ等の海藻類の養殖の事業、⑤真珠、ホタテ、カキ等の養殖の事業、⑥内水面、ため池等において行う魚類の養殖等の事業が該当します。

したがいまして、一般保険料及び第一種特別加入保険料について昭和56年度確定保険料の申告は旧労災保険率、昭和57年度概算保険料の申告は新労災保険率によって計算していただくことになります。なお、事業の種類に変更あった場合は申告書の業種欄を新しく適用される業種番号（「1101」「1201」「1202」「9403」）に訂正してください。また⑲の(ロ)の保険料率欄には、申告された保険料の算定の基礎となる労災保険率を記入してください。

労働省・都道府県労働基準局・都道府県労働主管部